
第1節 総則

1-1 用語の説明

「第2章 宅地造成及び特定盛土等許可」で使用する用語は、次のとおりとします。

1. 法 : 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)
2. 政令 : 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和37年政令第16号)
3. 省令 : 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則(昭和37年建設省令第3号)
4. 市規則 : 鹿児島市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則(平成8年規則第61号)
5. 宅地開発等条例 : 鹿児島市宅地開発等に関する条例(平成19年条例第23号)
6. 宅地開発等規則 : 鹿児島市宅地開発等に関する条例施行規則(平成19年規則第152号)
7. 運用基準 : 宅地造成及び特定盛土等規制法令に基づき許可権者が定める審査基準